

自転車安全利用テキスト

サイクル、 どう乗る？



自転車の仙人



自転車安全利用テキスト「サイクル、どう乗る？～自転車のルール & マナー～」

発行／令和4年3月 企画／交通事故をなくす福岡県県民運動本部



令和4年10月1日から福岡県自転車条例が改正されます！

民法の一部改正による成年年齢の20歳から18歳への引下げを踏まえ、18歳以上の者に自転車損害賠償保険等への加入を義務付けるほか、所要の規定の整備を行うものです。

詳しくは福岡県のホームページで！

[福岡県 自転車条例](#)



交通事故をなくす福岡県県民運動本部

安全に自転車を利用しましょう

令和4年1月 福岡県警察本部 発表

福岡県では自転車に関する交通事故が、
全事故の約15%を占めています。

年齢別にみると、10代が当事者となる事故が全体の約30%を占めており、時間帯別にみると、通勤・通学時の8時～10時、帰宅時の16時～18時に事故が多く発生しています。

自転車は、大変身近で便利な乗り物ですが、利用方法によっては、大変大きな事故を引き起こす可能性があります。

自転車が
関連する
交通事故

○発生状況／発生件数: 3,270件 (前年比 - 10件)
(令和3年中) 死者数: 18人 (前年比 + 9人)
負傷者数: 3,162人 (前年比 - 52人)

地区別

福岡地区: 2,139件で、全体の約7割(65.4%)
<福岡地区(+33件)と筑豊地区(+22件)で増加>

市町村別

福岡市: 1,470件で、全体の約5割(45.0%)

道路別

市町村道: 1,917件で、全体の約6割(58.6%)

道路形状別

交差点: 2,162件で、全体の約7割(66.1%)

事故類型別

出会い頭: 1,756件で、全体の5割以上(53.7%)
<出会い頭(+39件)、左折時(+26件)が増加>

法令違反別

脇見等: 391件(前年比+10件)で、違反あり全体の約6割(57.0%)

時間帯別

8時～10時の間(619件)、16時～18時の間(587件)、
18時～20時の間(449件)の順で多い

曜日別

金曜日(564件)、水曜日(528件)、月曜日(525件)の順で多い

年齢別

10歳代(983件(前年比+93件))が最も多く、全体の3割以上(30.1%)

職業別

学生(小・中・高・大学生・その他学生)による事故が1,200件
(前年比+102件)で、全体の約4割(36.7%)
<特に高校生(+46件)と小学生(+48件)の事故が増加>

対歩行者事故

発生件数: 107件(前年比-2件)
<対面通行(前年比+4件)の事故が増加>
衝突地点別／歩道が60件(前年比+8件)で、全体の約6割(56.1%)

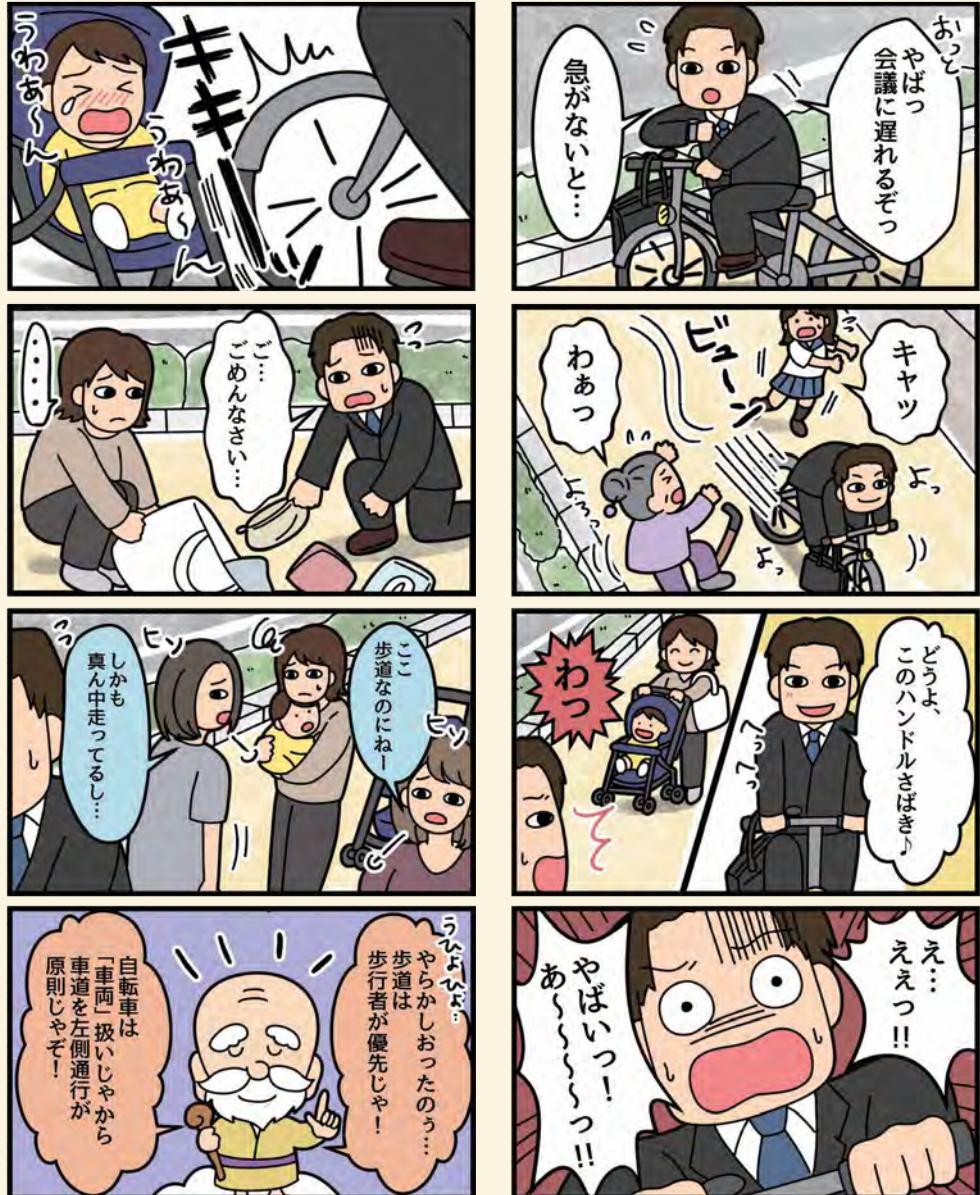
※自転車関連事故とは、1当または2当が自転車の事故をいう。

1当2当双方が自転車の場合は、1当を基準に1件として計上。

※死傷者数は、3当以下を含む自転車乗車中全ての死傷者数である。

※表中の増減数(率)は、前年との比較である。

自転車は車両に分類されること



check!

チェックしよう! 自転車の点検整備

13 のポイント □ 項目をチェック!

- サドル**
 - 高さは適切か
 - ぐらつきやがたつきはないか
- 鍵**
 - しっかりと施錠できるか
- 反射器材**
 - 割れたり汚れたりしていないか
- チェーン**
 - 鑄やたるみがないか
- スタンド**
 - がたつきはないか
- タイヤ**
 - 空気圧は適切か
 - 傷やひびはないか
 - 擦り減っていないか
- ハンドル**
 - ぐらつきやがたつきはないか
- 車体**
 - フレームに亀裂はないか
- ライト**
 - 明るく点灯するか
- ベル**
 - きちんと鳴るか
- 前かご**
 - がたつきはないか
- 泥よけ**
 - がたつきはないか
- ブレーキ**
 - 前輪・後輪ともにしっかりと利くか

異常がある場合は、自転車販売店等で必要な整備を行いましょう。

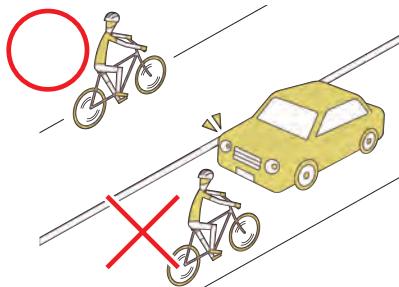


安全に自転車を利用しましょう

自転車の交通ルール …… 自転車安全利用五則

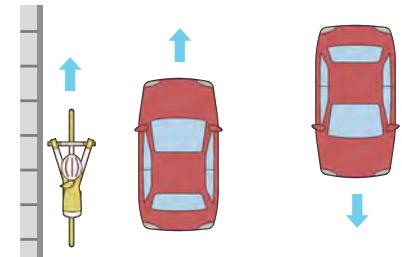
1 自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は車両です。
歩道と車道の区別があるところは
車道通行が原則です。



2 車道は左側を通行

自転車は、
道路の左端に寄って
通行しましょう。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道は徐行して、歩行者の通行を
妨げるおそれのある場合は
一時停止をしましょう。



歩道を通行できる場合 ※普通自転車に限ります。

- 道路標識や道路標示で指定された場合
- 運転者が13歳未満の子供や70歳以上の高齢者等の場合
- 車道又は交通の状況から見てやむを得ない場合



4 安全ルールを守る

- 夜間はライトを点灯
- 交差点での一時停止と安全確認
- 二人乗りは禁止
- 並進は禁止
- 飲酒運転は禁止
- 信号を守る



5 子どもはヘルメットを着用

保護者は、子どもにヘルメットを
着用させるよう努めなければなりません。



※子ども(幼児・児童)だけでなく、けがを負わないためにヘルメットを着用しましょう。

check!

こんなことをしていませんか？

- 無灯火チャリ 夜間は必ず前照灯を点灯しましょう
- 携帯チャリ 携帯電話で通話しながらの片手運転はやめましょう
- 迷惑駐輪 駐輪場以外の場所への駐輪はやめましょう

自転車は、道路交通法上“車両”となっています。

自転車の利用者は、車両の交通ルールを守って交通事故防止に努めましょう。

自転車の交通事故が多発し、自転車同士や歩行者との交通事故も発生しています。

これらの事故を未然に防ぐために、

交通ルールは“歩行者”も“自転車”もみんなで守りましょう。

あなたの運転危険度チェック! これらの乗り方は、交通違反です!!

check!

このような乗り方をしていませんか? 項目をチェック!

- 携帯電話、スマートフォンを使用しながらの運転 【5万円以下の罰金】
携帯電話を手に持つての通話やメールは大変危険です。
- 無灯火運転 【5万円以下の罰金】
自転車のライトは夜道を照らすだけでなく、自分の存在を早く知らせることで、交通事故を防ぐことができます。
- 二人乗り 【2万円以下の罰金又は料料】
二人乗りはバランスを崩しやすくブレーキの利きも悪くなるなど大変危険です。
- 傘を差しながらの運転 【5万円以下の罰金】
傘を差して運転することは、視野を妨げたり、バランスを崩しやすくなります。
雨の日の運転にはレインコートを使用しましょう。
- 大音量で音楽等を聞きながらの運転 【5万円以下の罰金】
イヤホン等を使用して大音量で音楽等を聞くなど、安全運転に必要な音や声が聞こえない状態での運転は禁止されています。
- 整備不良 【5万円以下の罰金】
ブレーキが利かない等整備不良の自転車を運転すると交通事故の原因となり大変危険です。
- 飲酒運転 【5年以下の懲役又は100万円以下の罰金】
自転車だから大丈夫と思っていませんか。
「飲んだら乗るな」を遵守しましょう。



手信号の出し方



ながら運転の禁止



安全に自転車を利用しましょう

交通事故に遭ったとき

自転車に乗っているとき歩行者や車両とぶつかり、相手にけがをさせたり、自分がけがをしたり、車両が損傷した場合は交通事故となります。

落ち着いて、すぐに次のことをしてください。

自転車を停止させます。

119番通報、止血するなど負傷者を救護してください。

道路における危険を防止する措置を講じてください。

110番通報するなど警察に連絡してください。



交通事故証明書の発行

交通事故証明書とは…

交通事故が発生した事実を証明するための書類です。

事故が発生した日時、場所、当事者の氏名、車両情報などが記載されます。

警察に事故の報告をすると、担当の警官が現場にやってきて実況見分を行い、事故の状況を調書に記録します。

この記録をもとに、自動車安全運転センターが交通事故証明書を発行します。

交通事故証明書は警察から提供された証明資料に基づき、交通事故の事実を確認したことを証明する書類です。

自転車保険などの保険が適用されるために、交通事故証明書が必要な場合もあるので、交通事故の当事者となった場合には、交付を受けることを検討しましょう。

飛び出し事故の危険性に関する注意喚起



一時停止は抜かりなく！

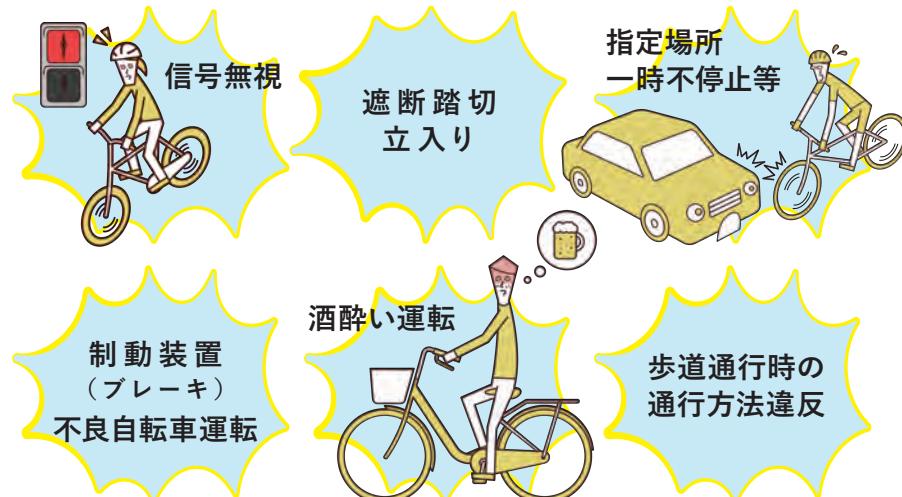
走り慣れた道ほど、おろそかにしがちなのが「一時停止」。定められた場所で一時停止を怠った場合は一時停止違反です。自転車の「指定場所一時不停止違反」には、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金が科せられます。過失の場合でも10万円以下の罰金が！ 交差点では必ず標識や停止線に注意を払うよう意識づけましょう。

安全に自転車を利用しましょう

自転車運転者講習制度

自転車運転中に危険なルール違反を3年以内に2回以上繰り返した場合、都道府県公安委員会から「自転車運転者講習」の受講が命じられ、3時間(講習手数料6,000円)の講習を受けなければなりません。

自転車運転者講習の対象となる危険な行為



その他の危険な行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反
- 妨害運転

受講命令に従わなかった場合、罰則(5万円以下の罰金)の対象となります。

自転車は適切な場所に駐輪すること



自転車は駐輪場に!

急いでいるのに駐輪場が空いていない…そんなとき、自転車を歩道や点字ブロックの上や指定された場所以外などに止めてしまうことはありませんか?これはルール・マナー違反です。迷惑駐輪は歩行者の通行の邪魔になるだけでなく、緊急時の救急・消防活動に支障をきたすと、たいへんなことになります。自転車は決められた場所に止めましょう。

安全に自転車を利用しましょう

**自転車だから、ぶつからても
被害は小さい、大きな事故にはならない。
そう思っていませんか？**

自転車事故の高額賠償事例

加害事故例

男子小学生が、夜間、帰宅途中に走行中、歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性と正面衝突。頭蓋骨骨折等で意識不明の重体となった。

損害賠償額

約9,500万円
(平成25年7月4日 神戸地方裁判所判決)



万が一加害事故を起こした場合、
**刑事责任、民事責任、
行政処分が科せられ、
高額な賠償を命じられるケース
があります。**

高額賠償 加害事故事例

男子高校生が、夜間、イヤホンで音楽を聴きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で死亡した。(令和2年7月22日 高松高等裁判所判決)

損害賠償額

約9,300万円

高校生が、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた会社員と衝突。会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(平成20年6月 東京地方裁判所判決)

損害賠償額

約9,300万円

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂でスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は脳挫傷等で死亡した。(平成15年9月 東京地方裁判所判決)

損害賠償額

約6,800万円

男性が昼間、信号無視をして高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は頭蓋内損傷等で死亡した。(平成19年4月 東京地方裁判所判決)

損害賠償額

約5,400万円

**自転車事故を起こさないため、自転車事故にあわないためにも、
交通ルールを守りましょう。**

福岡県では**自転車保険の加入は義務です**

自転車事故と保険

自転車保険とは…？

自転車事故により、相手にけがを負わせてしまった場合などに、治療費や損害賠償金等を補償する保険のことです。自動車事故とは違い、自転車事故には被害者救済のための強制保険(自賠責保険)がありません。



	自動車事故	自転車事故
損害賠償に備える保険(強制加入)	自賠責保険	X
損害賠償に備える保険(任意加入)	任意の自動車保険	個人賠償責任保険など

自転車保険の種類は…

事故の相手にけがをさせたり、物を壊したりして、

損害賠償などを負担した場合の損害を補償する
自転車損害賠償保険には、日常生活でのものと、業務中のものとがあります。

日常生活での賠償責任保険

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
共済		全労済、その他共済など
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口の保険
TSマーク付帯保険		自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険

**万が一の
事故に備えて、
自転車の保険に
入りましょう！**



▲自転車保険の
取扱事業者は
こちらから

業務中での賠償責任保険

自転車保険の種類		保険の概要
施設所有者賠償責任保険		業務活動中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険		自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険